

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年1月から同年12月までは38万円、16年1月から同年12月までは56万円、17年1月から同年12月までは53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から20年11月1日まで

平成8年3月に妹が経営していたA社（厚生年金保険の適用事業所名はB社）に入社した。ねんきん定期便を確認すると、申立期間における標準報酬月額は入社時の契約と異なり低額で記録されている。源泉徴収票を提出するので、控除されていた金額に合わせて標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年1月から17年12月までの期間の申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された15年分、16年分及び17年分の源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料額から15年1月から同年12月までは38万円、16年1月から同年12月までは56万円、17年1月から同年12月までは53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、源泉徴収票において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額とが当該期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年3月から14年12月までの期間について、申立人は源泉徴収票等を保管しておらず、B社も賃金台帳等の資料は廃棄していると回答していることから、申立人の当該期間の給与支給額及び保険料控除額を確認することができない上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成18年1月から19年12月までの期間について、B社が保管している申立人に係る当該期間の賃金台帳により、給与支給額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又はオンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間のうち、平成20年1月から同年10月までの期間について、同年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の申立人に係る報酬月額が記入されておらず、備考欄に休職中と記載があり、社会保険事務所による保険者算定で標準報酬月額が決定されていることから、算定対象期間において給与は支給されていなかったと推認できる上、申立人のB社における雇用保険の離職日は19年11月20日となっており、同社の関係者は、「具体的な日付は分からないが、申立人は1年間程病気療養で休職していた。休職中の給与は発生していなかったはずだ。」と証言しているほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 3 月に短期大学を卒業したのを契機に、同年 4 月に母が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていたと思う。申立期間について未納とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持する年金手帳に初めて被保険者となった日が昭和 59 年 4 月 1 日と記載されていることから、同月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続を行った場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、60 年 4 月 1 日に申立人に対して払い出されており、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が見当たらないことから、申立人はこの頃国民年金への加入手続を行ったものと推認される。

また、A 市の国民年金被保険者名簿によると、「60. 4. 1 本人申出により 60 年 4 月より納付希望」と記載されている上、同名簿では申立期間について未納と記載されていることが確認できることから、申立人の申出により、申立期間直後の昭和 60 年 4 月の保険料から納付を開始したものと考えられる。

なお、申立人は、昭和 59 年 4 月に申立人の母親が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、国民年金手帳記号番号の払出しの時点（60 年 4 月 1 日）で、国民年金の被保険者資格を取得することが可能な 59 年 4 月 1 日に遡及して被保険者資格を取得したものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は加入手続等に関する記憶が曖昧であることから、申立

期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 1 日から 42 年 10 月 6 日まで
義兄が経営していたA事業所に昭和 37 年 12 月に勤務した。二女の出産を契機に一旦退職し同事業所の内職をしていた。その後 53 年に厚生年金保険に再度加入する手続をしてもらった。しかし、日本年金機構から届いたはがきにより、申立期間について脱退手当金が支給済みであることを知った。もらった記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、同裁定請求書は申立人がA事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の約1か月後の昭和42年11月15日付けで社会保険事務所(当時)へ提出され、申立人の署名及び押印が確認できることに加え、同事業所が作成した退職所得の受給に関する申告書が添付されている上、脱退手当金の送金先が申立人の当時の住所地に近い金融機関とされていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1197

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 1 日から 38 年 12 月 1 日まで
A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとのことだが、受給していないので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者証に「脱」の表示をすることとされていたところ、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証に「脱」表示が確認できることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるとともに、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金は被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和 39 年 1 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 5 月 1 日から 35 年 1 月 24 日まで
日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届いたので年金事務所へ行き、A社の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給済みであることを知った。
受給した記憶が無いので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の前後 50 人のうち、オンライン記録により、2年以上の被保険者期間が確認できる女性被保険者 23 人中 12 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 10 人は資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金が支給決定がされている上、同社は、「当時の資料を全て残しているのではないが、資料の一部を保管しており、その中に脱退手続スミという記載があり、退職する女性社員に脱退手当金の説明をしていたと聞いている。」としていることから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ昭和 35 年 3 月 3 日回答済みの記録が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の同年 3 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 1 日から 45 年 1 月 1 日まで

A社の厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。脱退手当金の裁定請求書に記載の住所がB市Cとなっているようだが、当時はB市Dに住んでいたため、その請求書は私の請求したものではないと思う。調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、同裁定請求書は、申立人が被保険者資格を喪失した日の約3か月後の昭和45年3月11日付けで社会保険事務所（当時）へ提出され、申立人の署名及び押印が確認できることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、当時、B市Dに居住しており、裁定請求書に記載された同市Cに居住したことはないと主張しているが、B市役所に照会したところ、「Cは昭和45年7月1日付けで住居表示の変更によりDとなった。」と回答があり、請求書に記載された住所は申立人の居住していた住所であることが確認できる。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 5 日から 36 年 9 月 2 日まで

A社を退職する際、事業所から脱退手当金を受け取るように勧められたので、手続をして脱退手当金を受け取った。受給したのはA社の分だけと思っていたが、日本年金機構から送付されたはがきを見て、以前に勤務したB社の被保険者期間の分が含まれていることを知った。

B社の分については手続をしていないと思うので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した際に、脱退手当金の手続をしたことを記憶しているところ、脱退手当金裁定請求書には、前に被保険者として使用された事業所の名称欄にB社と記載されており、脱退手当金計算書には、当該事業所及びA社の記録に基づき脱退手当金の計算が行われていることが確認できる。

また、脱退手当金裁定請求書には申立人の署名及び押印が確認できることに加え、請求書類には事業所作成の退職所得の受給に関する申告書が添付され、脱退手当金の受取金融機関が申立人の当時の住所地に近い郵便局とされていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、脱退手当金支給期間の最終事業所であるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間とA社の期間を基礎として脱退手当金が支給された一連の事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 10 月 30 日まで
② 昭和 37 年 10 月 30 日から 39 年 3 月 1 日まで
申立期間①について、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。

また、申立期間②について、B社には1年半ぐらい勤務していたが、厚生年金保険の記録は昭和 39 年 3 月 1 日から同年 3 月 14 日までしかない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の記録が無いことはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社の所在地及び業務内容等を具体的に記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は元同僚の氏名を覚えていないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人はB社に1年半ぐらい勤務していたと主張しているが、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 3 月 1 日である上、同年 3 月及び同年 4 月に被保険者資格を喪失している複数の元同僚は、申立人を記憶していないことから、申立人は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった後に勤務を開始したものと推認される。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と

同様に昭和 39 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得している者が 9 人確認でき、そのうちの複数の元同僚は被保険者資格取得日以前から当該事業所に勤務していた旨証言していることを踏まえると、当該事業所では従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、一定期間経過後にまとめて加入させていた可能性が高いと考えられる。

さらに、B 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1202

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月 1 日から 55 年 5 月 31 日まで

私は、申立期間についてA社に勤務していた。給与から健康保険と厚生年金保険の保険料が控除され、手取り額を 15 万円に調整されていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間のうち昭和 53 年 7 月 1 日から 55 年 5 月 31 日までの期間について、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年 2 月 1 日であることが確認でき、申立期間は適用事業所となる前の期間である。

また、オンライン記録によると、申立人が記憶する元事業主は申立期間において国民年金の被保険者であり、国民年金保険料を納付していることから、申立人は、厚生年金保険には加入していなかったものと考えられる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も死亡している上、申立人は元同僚等の氏名を記憶していないことから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月 26 日から 48 年 8 月 1 日まで
② 昭和 50 年 3 月 24 日から 51 年 4 月 16 日まで

私の年金記録を確認すると、A社B支店を退職後に脱退手当金が支給済みであることを知った。脱退手当金を請求する手続も受け取った覚えも無い。私が脱退手当金を受け取っているなら、なぜ、脱退手当金の支給対象となった期間の前に勤務していたC社における厚生年金保険の加入期間が未請求期間となっているのか疑問に思う。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和51年7月19日に支給決定されているほか、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認でき、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社B支店の当時の総務課長は、女性の退職予定者に対して脱退手当金について説明を行い、必要に応じて代理請求を行っていたと証言している上、申立人と同時期に勤務していた元同僚も脱退手当金について説明を受けたことがあると証言していることから、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、脱退手当金について支給対象となっている申立期間の前に勤務していたC社における厚生年金保険の加入期間が未請求となっていることに疑問があるとしているが、未請求期間と申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は異なっており、当時の事務処理において、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握する

ことは困難である上、事業所が保管する申立人の退職者台帳にも未請求期間の事業所名称が記載されていないことから、未請求となっている被保険者期間があることについて不自然さはいかたがえなない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月 13 日から 34 年 1 月 1 日まで
② 昭和 34 年 1 月 5 日から 35 年 3 月 16 日まで

社会保険事務所（当時）で年金の裁定請求をした際、A社及びB社における厚生年金保険の加入記録について、脱退手当金が支給済みであるとの説明を受けた。当時、私は脱退手当金の制度を知らなかったし、自分で請求手続もしていないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年5月20日に支給決定されているほか、B社の事業所別被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認でき、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和35年5月20日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、当該事業所を退職時点で、当時厚生年金保険の加入期間が25か月であった申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1205

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 41 年 9 月 30 日まで
私は、A社を退職した時に約1万円の結婚祝い金をもらったが、脱退手当金を受け取った覚えは無い。調査して記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年1月30日に支給決定されているほか、申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認でき、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、申立期間に係る脱退手当金の支給額は1万460円であるところ、申立人は、「退職した時に、事業所から約1万円の結婚祝い金を支給してもらった。」と述べている。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。